

報道関係各位



**外国への特許・商標等の出願に必要な経費を補助し、  
県内企業の知財活用・海外展開を支援します！**

～令和元年度「中小企業等外国出願支援事業」を募集開始します～

NICO(公益財団法人にいがた産業創造機構)では、新潟県内に事業所を有する中小企業者等が、自社の知的財産を活用した海外展開や海外市場への新たな参入に向けて、諸外国へ特許や実用新案・意匠・商標の出願を行う際に必要となる経費の一部を補助する、「中小企業等外国出願支援事業補助金」の募集を開始します。

つきましては、本事業の募集について、報道等でお取り上げくださるようお願いいたします。

応募資格	新潟県内に事業所を有する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ等
対象要件	「特許」「実用新案」「意匠」「商標」「冒認対策目的の商標」の各出願案件
補助対象経費	①外国特許庁への出願手数料 ②現地代理人費用 ③国内代理人費用 ④翻訳費用
補助率 補助上限額	補助率：1/2以内 補助上限額：1企業(グループ)につき、300万円 特許出願：1出願(案件)につき、150万円 実用新案・意匠・商標登録出願：1出願(案件)につき、60万円 冒認対策目的の商標登録出願：1出願(案件)につき、30万円
募集期間	1次募集：令和元年5月24日(金)～6月27日(木) 2次募集：令和元年8月23日(金)～9月26日(木)
審査会 開催予定日	1次募集：令和元年7月25日(木)、26日(金)【交付決定時期：8月中旬】 2次募集：令和元年10月31日(木)、11月1日(金)【交付決定時期：11月中旬】

【添付資料】 募集案内チラシ

〈この件に関する問い合わせ先〉

公益財団法人にいがた産業創造機構 経営基盤強化チーム 担当：渡邊  
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号「万代島ビル」9階  
TEL：025-246-0056 (直通) FAX：025-246-0030 E-mail：torihiki@nico.or.jp

優れた技術等を外国において広く活用しようとする中小企業者等が行う  
**外国への特許や商標などの出願に必要な経費**の一部を補助します！

## 応募資格

- 新潟県内に事業所を有する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ  
 ただし、地域団体商標に係る外国特許庁への商標出願については、組合、商工会、商工会議所及びNPO法人

## 対象要件

- 「特許」「実用新案」「意匠」「商標」「冒認対策目的の商標」の各出願案件
- 申請時において、既に日本国特許庁に対して行っている特許等出願（PCT出願含む）を基礎として、これと同一内容で行う予定の外国出願に限ります。マドプロ出願の場合は日本国特許庁への国際商標登録出願以前であることが必要です。
- その他要件はNICOホームページ（<https://www.nico.or.jp>）の事業案内等を参照ください。

## 補助対象経費

- 補助対象となる経費は、交付決定日以降、令和2年2月末日までに支払いが完了する外国特許庁への出願経費となります。

「外国特許庁への出願手数料」「現地代理人費用」「国内代理人費用」「翻訳費用」

※補助対象とならない経費：①国内出願（PCT出願含む）費用及び日本国特許庁に支払う費用、  
 ②日本国内における消費税及び地方消費税、③国際商標登録出願料に係る登録料等

## 補助率／補助上限額

- 補助率：補助対象経費の2分の1以内
- 補助上限額：1企業(グループ) 300万円以内
  - ア. 特許：1出願(案件)につき 150万円以内
  - イ. 実用新案、意匠、商標：1出願(案件)につき 60万円以内
  - ウ. 冒認対策商標：1出願(案件)につき 30万円以内



## 応募方法・募集期間

- 応募方法：交付申請書、事業計画書等を作成し、必要書類を添付して提出してください。  
 事業案内や申請書の様式はNICOホームページ（<https://www.nico.or.jp>）からダウンロードできます。

公募回数	募集期間	審査会開催予定日	交付決定時期
1次募集	令和元年5月24日(金)～6月27日(木)	7月25日(木)、7月26日(金)	8月中旬
2次募集※	令和元年8月23日(金)～9月26日(木)	10月31日(木)、11月1日(金)	11月中旬

※予算の執行状況等によっては、2次募集を実施しない場合がありますので予めご了承ください。

- 上記審査会においてプレゼンテーションを行っていただきますのでご予約ください。  
 (商標・冒認対策商標出願を除く)

## その他

- 補助金に採択（交付決定）された場合は、採択者の名称、所在地、出願種別について外部に公表します。  
 また、個々の採択者の交付決定金額や採択件数についても外部に公表する場合があります。
- 補助金の交付は補助事業が完了した後の精算払いになります。

## ■問い合わせ・申請書提出先■

公益財団法人にいがた産業創造機構 経営支援グループ 経営基盤強化チーム

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階

TEL : 025-246-0056 (直通) FAX : 025-246-0030 E-mail : torihiki@nico.or.jp